

保護者の皆様へ

松山市 保育・幼稚園課

「新型コロナウイルス感染症」に対する具体的な対応について

日頃より、松山市の教育・保育行政に、ご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の変異株は、従来株よりも感染しやすい可能性などが指摘されており、十分な警戒が必要です。さらに、愛媛県でも、家庭内感染が増加していますので、ご家庭においても下記の「2. ご家庭で注意していただきたいこと」を参考に感染予防に努めていただき、発熱など体調の変化があった場合には、「3. 発熱等の症状のある方の受診について」に従って必ず病院を受診していただきますようお願いいたします。

また、松山市内の保育所等において、新型コロナウイルス感染症が確認された場合は、下記の対応を行うこととなりますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

1. 保育所等において感染者等が確認された場合の対応について

(1) 園児や保育士等園の関係者が感染した場合

臨時休園とします。

- ・休園の期間は園の安全が確認されるまでとします。安全が確認され次第、ご連絡します。
- ・感染した関係者は、園が再開した後も、治癒するまでの間は登園できません。
また、濃厚接触者となった関係者は、保健所の指示する期間登園を避けてください。
- ・休園中、子どもさんに関しては、外出を控えるとともに、感染対策を徹底しながらご家庭でお過ごしください。
- ・園児や家族に発熱等の症状が出た場合は、医療機関を受診するとともに、抗原検査やPCR検査を受けることになった場合は、速やかに園へご連絡ください。

(2) 園児が感染者の濃厚接触者と認められた場合

登園を避けるようお願いします。

- ・登園を避ける期間は、保健所の指示に従ってください。(おおむね、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日を1日目として、2週間程度です。)
- ・朝晩の検温や呼吸器症状の有無を確認するなど、健康観察の徹底を図るとともに、保育園との連絡を密にしてください。
- ・症状が出た場合は、速やかに「受診相談センター(コールセンター)TEL089-909-3483」に電話相談のうえ、指示に従い、医療機関の受診結果等を園へご連絡ください。

※濃厚接触者である園児の発症が確認された場合は臨時休園となる場合があります。

※濃厚接触とは・・・感染者と同一住所に居住する方、手で触れるまたは対面で会話することが可能な距離(約2メートル)で、マスク着用等の感染予防策なしで感染者と接触があった方等

(3) 園児や家族等の方が、濃厚接触者と確認された場合、また、PCR 検査や抗原検査を受ける場合は、速やかに園に御連絡ください。

- ・検査を受ける日時、結果が判明する日時、検査後には検査結果を園へご連絡ください。
- ・園児が濃厚接触者になった場合は、登園を控えていただくようになりますが、ご家族の方が濃厚接触者になった場合もできるだけ園児の登園を控えるようご協力をお願いします。

～ 感染拡大防止の為、ご協力をお願いします～

2. ご家庭で注意していただきたいこと

○感染対策の基本は、こまめな手洗い、正しいマスクの使用、症状があるときは外出を控えることです。

- (1) 外出から戻った後は、流水と石けんで手を洗うか、アルコールで手指を消毒し自宅に感染症を持ち込まないようにしましょう。
- (2) マスクの着用等、咳エチケットの徹底をお願いします。使用したティッシュペーパーは、すぐにゴミ箱に捨てて手を洗いましょう。
- (3) 部屋の換気を行い、空気を新鮮に保ちましょう。
- (4) 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控えるとともに、毎日、体温を測定して記録しておいてください。

3. 発熱等の症状のある方の受診について

お子様やご家族の中に発熱等の風邪症状が発生した場合は、下記の定められた手順に従って適切に医療機関を受診してください。また、お子様やご家族の方が PCR 検査や抗原検査を受けられるようになった際には、登園を避けていただき、速やかに園へご連絡ください。

① 発熱等の風邪症状で受診したい場合

- ・まず「かかりつけ医」等に前もって電話等で相談し、その指示に従って受診（事前の連絡なく、直接医療機関を受診しない）
- ・「かかりつけ医」が対応できない、あるいは「かかりつけ医」がいない場合は、「受診相談センター（コールセンター）」に電話し、最寄りの「診療・検査医療機関」の紹介を受けて、電話で相談の上、受診。

受診相談センター（コールセンター） ☎ 089-909-3483

② 診察の結果、医師が必要と判断した場合は、当該医療機関において、新型コロナウイルス感染症（必要に応じてインフルエンザ）の検査を実施。

※当該医療機関が新型コロナの検査を行っていない場合は、医療機関の指示に従い、各医療圏域に1か所以上開設予定の「地域外来・検査センター」で検査を実施。

※検査結果により改めてPCR検査を実施する場合あり。

③ 新型コロナの検査結果が陽性の場合、指定医療機関に入院等保健所の指示に従う。